

第1章 総論

1-1 目的

本指針は、市民共有の財産である河川水辺環境について、横浜市におけるこれまでの取組を体系的に整理するとともに、目指すべき方向性を定め、その達成に向けた具体的な取組としてワークショップを通じた地域の意見の反映や水辺愛護会を中心とした市民協働の展開策、さらには生物の生息・生育・繁殖の場の確保策などを示すことで、良好な河川水辺環境を保全・創出していくことを目的とする。

【解説】

近年、世界的な潮流でもあるネイチャーポジティブやWELL-BEINGの実現など、河川水辺環境に期待される役割が増えてきている。

加えて、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に備え、治水安全度の向上を図っていく必要があるが、その際、現況の河川水辺環境に手を加えることとなるほか、整備後30年程度経過している一部の河川水辺拠点では、老朽化の進行により適正な利用ができない状況もある。

本指針は、このように河川水辺環境を取り巻く状況が大きく変化しているなか、市民生活の質の向上と環境との共生の実現を目指し、これまで以上に良好な河川水辺環境を保全・創出していくための基本方針などを示すものである。

さらに、本指針の内容を市民と共有し、共感の基に、市民協働による川づくりを進めていくことが重要である。

1-2 適用範囲

本指針は、市民が自由に利用することができる横浜市所管の河川（親水拠点を含む）並びに、水路のうち小川アメニティ及びせせらぎ緑道を対象とし、計画、設計、整備（再整備を含む）、維持管理などの全ての段階において適用する。

【解説】

治水安全度の向上を図るために河床を大規模に掘削するなど、現況の河川水辺環境に大幅な改変を要する場合や、社会情勢や環境の変化、さらには、地域ニーズのほか、施設の老朽化等により、河川水辺拠点の全体的な再整備が必要となる場合には、整備内容や手順などを定めた河川水辺環境の整備に関する計画を策定し、その際は、整備効果を定量的に把握することを基本とする。

また、本指針は、水系ごとに定めた河川法に基づく「河川整備計画」や、「横浜市河川維持管理計画」などの既存計画と相互に連動させるものとする。

（1）河川

市内には、一級河川が9河川、二級河川が24河川、準用河川が23河川の合計56河川が存在する。このうち、横浜市では、準用河川に加え、権限移譲により、一級河川を3河川、二級河川を4河川管理しているほか、河川法第16条の3に基づき神奈川県と協議し、横浜市が河川工事及び維持を行っている河川が帷子川水系、境川水系、宮川水系の8河川あり、現在、横浜市が所管している河川は38河川、延長約86キロメートルに及び、親水拠点は40箇所となっている。

（2）小川アメニティ

小川アメニティは、川の源流付近の自然環境・景観が残されている箇所、大雨時に雨水が溢れないような対策に併せ、現況の水の流れを生かしながら、周辺環境との調和に配慮した散策路等を整備したものである。自然石を配置するなど、ホタル等の水生生物や湿地を好む植物の生息環境に配慮し、源流域の小川の姿を再現している。現在、44箇所となっている。

（3）せせらぎ緑道

せせらぎ緑道は、下水道の整備に伴い水辺が失われる場所に、浅瀬に水が流れる「せせらぎ」と散策路を整備したものである。市街地を流れる比較的広い水路で、下水道の整備により浸水に対して一定の安全度が確保された箇所、水路を暗きょ化し、その上部にせせらぎ緑道を整備している。せせらぎに流れる水は、近隣の湧水や地下水等のほか、水再生センターで通常処理した後に、さらに砂ろ過やオゾンで処理された再生水等が水源となっている。現在、23箇所となっている。

凡例	対象	延長・施設数
	河川（横浜市所管）	約 86km
	親水拠点	40箇所
	小川アメニティ	44箇所
	せせらぎ緑道	23箇所

※令和8年3月現在

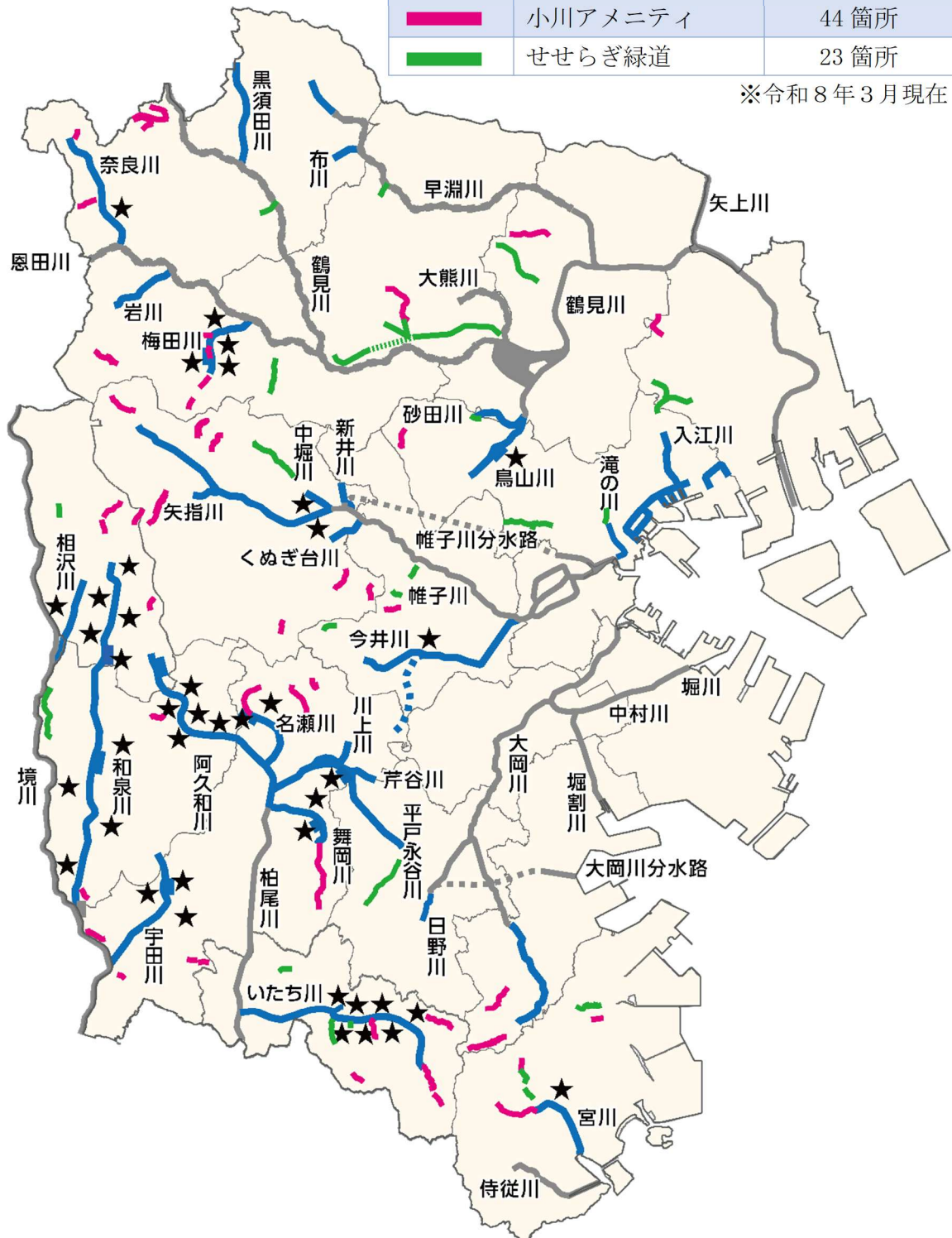


図1-1 本指針の対象

※河川水辺環境…横浜市所管の河川、小川アメニティ及びせせらぎ緑道の全般を指す。

※河川水辺拠点…横浜市所管の河川において水に親しめるように整備した水辺空間並びに小川アメニティ及びせせらぎ緑道を指す。